

平成5年7月12日

厚生省薬務局長
田中 健次 殿

医家向け医療用具流通近代化協議会
座長 片岡 一郎

医家向け医療用具の流通適正化について

当協議会は、医家向け医療用具に関する流通の適正化、合理化を含むあるべきすがたについて検討を行うことを目的として、本年3月に発足した。発足以来、当協議会はこれらの目的のうち流通適正化方策を第一に取り上げ検討を行ってきた。検討に際しては、(社)日本放射線機器工業会、日本医科器械商工団体連合会、(社)日本電子機械工業会、日本医用機器工業会、日本医療器材協会、日本人工臓器工業会、(社)日本歯科商工協会から意見聴取を行い、それらの意見をも踏まえ、今般、下記のとおり、緊急の改善策を取りまとめたので報告する。

記

第1 基本的考え方

(1) 品質、有効性及び安全性確保と安定供給

医家向け医療用具は、医療品と同様、人の生命と健康の保持に直接関連する商品であり、高度の品質、有効性及び安全性確保を図るとともに安定供給を確保することが必要である。

(2) 医療資源の有効活用

医家向け医療用具は、そのほとんどが医療保険制度の下で用いられており、限られた医療資源を有効に活用する観点から、コストの削減や無駄の排除など生産(輸入)及び流通面における効率性の向上並びにその成果のユーザー、ひいては国民への還元を図ることが必要である。

(3) 自由かつ公正な競争の確保

製造(輸入)業者、卸売業者、ユーザーそれぞれの間の取引の場において、自由競争が堅持され、市場メカニズムが有効かつ適正に機能する体制を整備することが必要である。

第2 具体的方策

上記のような基本的な考え方にに基づき、次のような改善策を講ずることが適切であると考えらる。

なお、医家向け医療用具の流通については、複雑な流通経路、コンピューター化の遅れ、不適切な取引慣行等不合理な点が指摘されており、本協議会としては、現在実施

中の医家向け医療用具流通実態調査等を参考にその改善方策につき、今後、更に検討を行うこととする。

(1) 競争ルールの確立

医家向け医療用具の特性に即した自由かつ公正な競争を確立するため、関係省庁の協力を得て、公正競争規約の策定等競争ルールの確立につき早急に具体的な検討を行うこと。

その際には、市場における価格の変動が適切に医療保険制度における特定治療材料の償還価格等に反映され、医療費の国民負担軽減に資することができるよう、過剰なサンプル、長期間にわたる関連機器の無償貸与等、行き過ぎた非価格競争であって過大な景品提供に当たるものの排除を図ること。

(3) 製造（輸入）業者、卸売業者とユーザー間の取り引き条件の明確化

製造（輸入）業者、卸売業者とユーザー間においては、委託販売、技術支援等の運営面において、必ずしも透明とはいえない取り引き慣行がみられるところであるが、上述の競争ルールの確立とあわせて、契約内容の明確化、関連する諸制度の改善等を通じて、その適正化を図ること。